

議案第 1 号

君津市税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の公布に伴い、市が作成した計画に基づく中小事業者等の設備投資について、固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めるため、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を改正するものである。

君津市条例第 号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 2 中第 2 6 項を第 2 7 項とし、第 2 5 項の次に次の 1 項を加える。

2 6 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

君津市税条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 7 条の 2 省略 2 ～ 2 5 省略 <u>2 6</u> 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>零とする。</u> <u>2 7</u> 省略	附 則 (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 7 条の 2 省略 2 ～ 2 5 省略 <u>2 6</u> 省略